

2021 年 5 月 28 日

報道関係各位

東京建物株式会社

「東京建物グループ人権方針」並びに 「サステナブル調達基準」の制定について

東京建物株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役 社長執行役員 野村 均、以下「東京建物」）は、「東京建物グループ人権方針」並びに「サステナブル調達基準」を制定しましたのでお知らせします。

東京建物グループは、昨年 2 月に策定した長期ビジョン「次世代デベロッパーへ」に基づき、事業を通じて「社会課題の解決」と「企業としての成長」をより高い次元で両立することによって、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しており、ESG 経営の高度化に取り組んでおります。

これまでも東京建物グループでは、「東京建物グループコンプライアンスマニュアル」に基づき人権を尊重した企業活動に努めてまいりましたが、今般、人権尊重の取り組みを強化すべく、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき「東京建物グループ人権方針」を制定しました。東京建物グループは、事業にかかわるあらゆるステークホルダーの人権を尊重することの重要性を強く認識し、すべての事業活動の基本として実践してまいります。

また、併せて、人権尊重とともに環境保全等に配慮したサステナブルな調達にサプライチェーン全体で取り組む必要があるとの認識のもと、「サステナブル調達基準」を制定しました。東京建物グループの事業にかかわるお取引先様に本調達基準についてのご理解と遵守、必要に応じた改善をお願いしていくなど、サプライチェーン全体のマネジメントに取り組んでまいります。

東京建物グループは、「東京建物グループ人権方針」並びに「サステナブル調達基準」に基づき、人権や環境への取り組みを一層強化し、引き続き持続可能な社会の実現を目指してまいります。

以上

＜添付資料＞

- ・東京建物グループ人権方針
- ・サステナブル調達基準

東京建物グループ 人権方針

東京建物グループ（以下、当社グループ）は、様々な国や地域において事業活動を行っており、事業を通じた社会課題の解決と企業としての成長をより高い次元で両立することによって、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。当社グループは、事業にかかわるあらゆるステークホルダーの人権を尊重することの重要性を強く認識し、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき「東京建物グループ人権方針」（以下、本方針）を制定し、すべての事業活動の基本として実践していきます。

1. 人権尊重に関連した規範や法令の遵守

当社グループは、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典（※）」、労働における基本的権利（結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除）を規定した国際労働機関（ILO）による「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の人権に関する国際規範を支持、尊重し、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、責任ある経営を推進していきます。

当社グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。なお、国際的に認められた人権と国・地域の法令の間に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求します。

※国際人権章典 は、「世界人権宣言」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」で構成されています。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループの役員、従業員、派遣社員およびその他業務に従事するすべての者（以下「役職員等」という。）に適用します。当社グループは、社会の一員として、人権尊重の重要性を強く認識し、本方針を事業活動全体に定着させるため、役職員等に対し適切な教育・研修を実施していきます。

また、当社グループは、お客様、お取引先の皆様に、本方針をご支持いただき、当社グループと協働して本方針の遵守を通じた人権尊重への取り組みを進めていただけるよう、期待いたします。

3. 人権デュー・デリジェンスと救済・是正

当社グループは、人権への負の影響を最小化するため、人権デュー・デリジェンスを実施していきます。ここでいう人権デュー・デリジェンスとは、事業活動において生じ得る人権への顕在的または潜在的な負の影響を把握し、これを未然に防止または軽減すること、影響評価の結果を意思決定や業務プロセスに組み込むこと、ならびに実施した措置の効果を追跡評価すること、およびそれらの取り組みを対外的に説明すること等であります。

当社グループが実際に人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合は、適切な手段を講じて、その救済、是正に取り組みます。当社グループが直接人権への負の影響を助長していない場合でも、その事業またはサービスを通じて、取引先やその他の関係者が人権への負の影響に直接関係している場合には、当該取引先等と協力のうえ、その改善に努めていきます。

また当社グループは、グループ内外のステークホルダーが、人権に負の影響を与える行為について通報・相談することが可能な体制作り継続して取り組みます。

4. ステークホルダーとの対話

当社グループは、事業活動が人権に及ぼす負の影響について、その影響を受ける人々の視点から理解し、対処・改善できるよう、関連するステークホルダーとの対話に努めます。

5. 情報開示

当社グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、ウェブサイト等で開示していきます。

6. 人権に関する重点課題の見直し

社会の動向や事業を取り巻く環境などにより、人権について取り組むべき課題は変化するため、当社グループは、ステークホルダーや社外の専門家との対話や協議などを通じて、人権に関する重点課題について、適宜見直しを行っていきます。

2021 年 5 月 12 日

東京建物株式会社 代表取締役社長執行役員

野村 均

「サステナブル調達基準」

1. 法令等の遵守

- ・事業活動を行う国や地域の法令等（各国現地法及び国際法を含む。）を遵守する。

2. 人権の尊重

- ・人権に係る国際的な基準を遵守・尊重し、基本的人権を尊重する。
- ・人種、国籍、信条、性別、性的指向、年齢、社会的地位または出身等による差別やハラスメントを行わない。

3. 健全な労働慣行・労働環境の確保

- ・組合結成の自由及び団体交渉の権利を確保する。
- ・強制労働及び児童労働を排除し、防止する。
- ・人種、国籍、信条、性別、性的指向、年齢、社会的地位または出身等による労働条件の差別を行わない。
- ・最低賃金・残業代・福利厚生などに適用される法規制を遵守する。
- ・違法な長時間労働および過重労働をさせない。
- ・従業員にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境の整備に努める。

4. 公正な事業活動

- ・贈収賄等の腐敗行為を行わない。
- ・独占禁止法や下請法を遵守し、不公正・反競争的な取引を行わない。
- ・反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨み、不当な要求等には決して応じない。
- ・第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害しない。
- ・個人情報に係る法律を遵守し、適切に取り扱い、業務上知り得た機密事項が外部に漏洩しないよう適切に管理する。
- ・通報に係る情報の機密性、通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。

5. 安全性及び品質の確保・向上

- ・お客様へ提供する商品・サービスについて、適切な品質管理、品質保証体制を構築し、品質の確保と向上に努め、虚偽のない正しい情報を公開する。
- ・お客様の立場を第一に考え、提供する商品・サービスに対する要望や苦情に対して、誠実に対応する。

6. 環境への配慮

- ・省エネルギーを推進するとともに、温室効果ガスの排出削減に努める。
- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、水、原材料等の天然資源の有効活用を図り、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用に努める。
- ・大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、処理する。
- ・生物多様性の保全や生態系への負荷の低減に取り組む。
- ・原材料調達において、違法な手段を通じて採取・生産されたものの排除に努める。

7. 地域社会との共存

- ・地域社会との良好な関係の構築と維持・向上に努める。
- ・地域社会の文化や慣習を十分に理解・尊重し地域社会との共存共栄をはかる。

8. BCP の策定・構築

- ・災害や不測の事態に備え、BCP（事業継続計画）を策定し、その実行体制の構築に努める。

9. サプライチェーンにおける協働

- ・本調達基準を遵守した事業活動が推進されるよう、自らのサプライヤーに対しても、本調達基準の趣旨の理解や遵守、必要に応じた改善について働きかけを行う。